

資料2【施設整備】

	番号	業務名	議題 (簡潔に)	該当箇所 (対象資料、頁番号及び項目番号)	確認事項の詳細	水準との 適合	回答
パート1 施設配置	6	施設整備	必要諸室・面積 条件について	付属資料 I 必要諸室・面積	医療観察病棟以外の各室面積は「内法面積」にて規定されておりますが、15頁において5%割増を、「壁芯面積」として扱っております。そのため、提案段階において、付属資料 I に記載されている各室の面積の5%増しの値(四捨五入)を、壁芯面積での要求水準として読み替えるよう変更いただけませんでしょうか。 (付属資料 II・IIIにおいて、診療報酬算定基準が明記され、内法面積での確保が求められている場合は、その条件を遵守いたします)	○	付属資料 I に記載されている各室の面積の5%増しの値(四捨五入)を、壁芯面積での要求水準として読み替えてもよいものとします。なお、配布済みの様式については当該部分の表記を各自修正してください。
	16	施設整備	井水設備更新時の市水費用の負担先の確認	業務要求水準書に対する質問回答 P6/15 井水処理施設 業務要求水準書 P60 5費用負担	業務要求水準書に対する質問回答により、井水処理施設の更新に際し井水の遮断は最小限度にとどめる計画としますが、遮断期間中の市水使用料金についても病院機構負担と考えますが宜しいでしょうか。	—	お示しのとおりです。
パート4 リスク分担	27	施設整備業務 (地質調査)	追加地質調査の結果に伴う、事業者提案からの基礎構造変更について	業務要求水準書P14及び事業契約書(案)P6第11条	本件業務要求水準書参考資料の地質調査資料等の公表していただいている調査報告を確認した結果、土質調査深度が浅く、追加調査が必要と考えます。2009/4/30 質問回答事業契約書 No.16に示されているが、追加調査に伴い、事業者提案の基礎構造に変更が必要となり追加費用が発生する場合についても、同様に機構側の負担と判断してよろしいでしょうか。	○	示している資料から判断できず、追加の地質調査等により明らかとなった事実に基づき、基礎構造に変更が必要となった場合、これに起因する追加費用等は病院機構で負担します。なお、必要と考える追加調査の内容を提案書に記載するとともに、その費用は事業費に含めてご提案ください。追加費用等の算定時には前提として、提案段階で想定する基礎構造とその費用の算定根拠をお示しいただくことになります。
	28	施設整備業務 (解体撤去)	解体撤去業務時に撤去範囲となっていない既設杭が新設杭と干渉した場合の対応方法について	業務要求水準書P17(2)ア 入札公告質疑回答「要求水準書に対する質問回答」No38	既存建物の杭基礎の位置については公表されている資料により想定し新設杭との干渉を防ぐ方法を検討することになりますが、公表資料と既存建物の杭基礎の位置が異なった場合の対応費用は、事業契約書(案)第9条もしくは第22条に基づき、機構側の負担と考えます。よろしいでしょうか。	○	新病院施設等(仮設病棟等の設置等を含む)の整備により支障となるものの撤去は全て本事業に含むものとします。ただし、示している資料から判断できない地中埋設物に起因する追加費用等は病院機構が負担します。なお、追加費用等の算定の前提として、提案段階で想定する地中埋設物(位置、数量等)とその除去費用ないし回避費用の算定根拠をお示しください。
	29	施設整備業務 (排水施設)	既設の排水処理施設を雨水流出抑制施設に改修する場合の既存建築物の瑕疵等の対応について	要求水準書P36(6)ア	提案時点では、既設の排水処理施設を公表されている図面等により構造耐力を確認のうえ、改修し利用する提案となりますが、業務実施時に、既存構造物の耐力を確認した結果、躯体構造の劣化等により耐力不足が確認された場合の対応は、前公告時 2006/12/28 質問回答 業務要求水準書(案) No.57 に示されていましたが、今回同様に判断してよろしいでしょうか。	○	参考資料4その他(排水処理施設)の構造図等や、現地調査を踏まえ補強方法、改修方法を提案していただく必要があります。ただし、事業実施段階での追加調査により明らかになった事実に基づき改修方法の変更を行う場合、あるいは、構造耐力上瑕疵があり改修不能ことが判明し新たな施設を建設することとなった場合、これらに起因する追加費用等は病院機構で負担します。なお、必要と考える追加調査の内容を提案書に記載するとともに、その費用は事業費に含めてご提案ください。 また、追加費用等の算定時には前提として、提案段階で想定する改修方法の費用の算定根拠をお示しいただくことになります。
パート5 物品廃棄	30	施設整備	廃棄の対象物品	090430質疑回答 要求水準書P20 別添資料8	廃棄対象の保管庫等に収納されている特別管理産業廃棄物(水銀等)も含め不要となった収納物品の廃棄を業務開始までに随時、病院機構側で廃棄をお願いします。	—	特別管理産業廃棄物やスプレー缶、ペイント類等は病院機構にて廃棄する予定です。 廃棄対象の保管庫等に収納されている不要となった物品等(コップ・茶碗など)の廃棄は、病院機構が行います。 要求水準書に記載されている廃棄対象物品の廃棄に要した費用は業務実施後精算します。この旨、事業契約書を修正します。[別紙1]を参照してください。
	31	施設整備	カルテの廃棄、移設	別添資料4、P6(第10病棟) 要求水準書P20	大部分のカルテは廃棄、一部は移設とありますが具体的な廃棄、移設数量の内訳と移設先をご提示下さい。 移設カルテは本事業の新病院施設(カルテ室、医療記録室)内への移設とし、病院敷地外への移設は想定していません。	—	移設数量は業務要求水準書に記載しておりますようにA4ファイル長で150mを想定しております。うち廃棄数量は100m程度を想定しております。移設場所は仮置場・仮病棟等です。
	32	施設整備	廃棄の対象物品	要求水準書P20 別添資料8	廃棄が予想される物品(スプレー缶、ペイント類、バッテリー、電池、灯油入りストープ等)は事業者側の廃棄対象物品から除外しています。病院機構側で廃棄をお願いします。	○	新番号30の回答を参照してください。 なお、保健所に確認したところ、廃棄物として一般患者病棟から排出されるベッドのマットは原則感染性廃棄物とは判断されないとのこと。万が一、当病院の医師が感染性のおそれがあると判断した場合には感染性廃棄物として病院で廃棄処分します。

注) ○: 確認事項の内容が、要求水準に適合しているもの
△: 確認事項の内容が、一部要求水準に適合しているものの、すべては適合していないもの
×: 確認事項の内容が、要求水準に適合していないもの
—: 確認事項の内容が、要求水準に「適合している」「適合していない」では回答できないもの